

個人情報の誤送付事案の発生について

太田保健福祉事務所において、次のとおり個人情報を誤送付する事案が発生しました。今後、このようなことがないよう、管理・監督を徹底し、再発防止に万全を期してまいります。

1 概要

本年5月29日、職員が指定難病の登録者証を郵送する際、誤って他者の登録者証を送付したものの。

なお、誤送付した登録者証は、既に太田保健福祉事務所により回収済みで、個人情報等の不正利用は確認されていない。

2 誤送付した個人情報

指定難病の登録者である事実、氏名、生年月日、有効期間開始年月日

3 経緯

5月29日（木） A氏の登録者証を誤ってB氏へ郵送。

6月 6日（金） B氏が太田保健福祉事務所へ来所し、誤送付の事実を確認。B氏に対して謝罪するとともに、A氏の登録者証を回収。太田保健福祉事務所職員がB氏宅を訪問し、正しい登録者証を交付した。

また、A氏へ電話で謝罪の上、太田保健福祉事務所職員がA氏宅を訪問。B氏の登録者証を回収し、正しい登録者証を交付した。

4 再発防止策

太田保健福祉事務所に対し、改めて以下について指導を行った。

- ・受給者へ通知等を送付する際の作業フローやチェック体制の見直しを行うこと。
- ・研修等を通じて、改めて個人情報に関する正しい理解の促進と知識の習得を図ること。
- ・個人情報を厳正に管理するとともに、情報セキュリティ対策を徹底すること。

5 問い合わせ先

県庁感染症・疾病対策課 電話：027-226-2611